令和３年第１１回弥彦村議会（１２月）定例会

議　事　日　程　（第４号）

令和３年１２月１７日（金曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第７０号　弥彦村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

日程第　２　議案第７１号　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第７号）

日程第　３　議案第７２号　令和３年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第　４　議案第７３号　令和３年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第　５　議案第７７号　新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について

（以上５案件　総務文教常任委員長報告）

日程第　６　陳情第　５号　コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出について

日程第　７　陳情第　６号　生産者米価の下落に対する陳情書

（以上２案件　厚生産業常任委員長報告）

日程第　８　議案第７４号　令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第３号）

（以上１案件　競輪特別委員長報告）

日程第　９　議案第７８号　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第８号）

日程第１０　発委第　３号　議会の委任による長の専決処分事項の指定について

日程第１１　発委第　４号　コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書

日程第１２　発委第　５号　生産者米価の下落に対する意見書

日程第１３　議員派遣の件について

日程第１４　議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について

日程第１５　総務文教常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

日程第１６　厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番	渡　邊　富　之	２番	古　川　七　郎
３番	那　須　裕 美 子	４番	丸　山　　浩

５番	板	倉	恵	一	６番	柏	木	文	男
７番	小	熊		正	９番	本	多	隆	峰
１０番	安	達	丈	夫					

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小	林	豊	彦	副村長	廣	瀬	勝	利
教育長	林		順	一	防災監	増	田		規
総務部長	志	田		馨	総務課長	伊	藤	和	恵
防災・情報対策課長	浜	田	禎	介	税務課長	小	林	健	仁
住民課長	小	出	将	浩	福祉課長	坂	爪	明	博
健康推進課長	松	井	裕	美子	農業振興課長	鈴	木	光	英
観光商工課長	柳	川	治	美	建設企業課長	丸	山	栄	一
公営競技事務所長	斎	藤	雄	希	会計管理者	水	沢	正	一
教育課長	富	田		憲					

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	髙	橋	信	弘	書記	春	日	史	子

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫議員）　おはようございます。

ただいまから、令和３年第11回弥彦村議会12月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は９名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫議員）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　最初に、日程第１、議案第70号　弥彦村情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてから、日程第５、議案第77号　新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合の規約の変更についてまでの条例１案件、補正予算３案件、その他１案件を一括して議題といたします。

以上の５案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

それでは、板倉総務文教常任委員長、お願いします。

○総務文教常任委員長（板倉恵一議員）　おはようございます。

それでは、令和３年第11回12月定例会総務文教常任委員会審査報告を行います。

本委員会は、12月定例会において付託された議案を審査するため、去る12月10日午前10時９分から議場において開催いたしました。

主なものについてご報告いたします。

審査での出席委員は５名全員であります。

説明のため出席した者、総務部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、条例制定１案件、補正予算３案件、規約の変更１案件の５案件であります。

委員長開会宣言の後、付託された５案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は連合による審査のため、委員外議員の発言があったことを申し添えます。

付託された条例制定１案件についての審査では、本村におけるデジタル化計画と利便性向上、デジタル難民の懸念や救済策を具体的にとの質疑に、住民の方が自宅にいながらパソコンやスマ

ートフォンを使い、各種申請が行えるよう体制を整備していく。電子申請されたデータを基幹系システムに連携させ取り込むことにより、事務の効率化も併せて図っていく。デジタル難民への救済に関しては、弱者となりがちな高齢者の方々を対象に、スマートフォン教室を開催する予定であるとの答弁でした。

次に、パソコンやスマートフォンから可能になるのはどのような申請かとの質疑に、国が整備をしているマイナポータルを利用した電子申請の受付を予定しているとの答弁でした。

次に、補正予算３案件についての審査では、弥彦村公共施設等総合管理計画策定業務委託料について、このたび見直しとのことであるが、どのようなものを見直すのか。また、公共施設の老朽化が進み、多くの施設に修繕や改築が必要であると記述されているが、どのように実行するのかとの質疑に、現在の公共施設等総合管理計画に掲載している施設は108施設あり、管理計画の見直しに際し、記載事項の考え方については、国より必須事項として、維持管理、更新など13項目示されている。役場庁舎は29年が経過して老朽化が進み、修繕の必要な箇所も見受けられる。ほかの施設の劣化状況など、より重要度、緊急度を勘案し、優先順位の高い箇所から維持修繕を行っているとの答弁でした。

例規整備支援業務委託料について、全国共通のルール化が必要となった。最大で条例、規則などが80程度の変更が予定されるが、専門的な内容となると、各課の対応はどのようになるのか。また、整備の工程と具体的な内容はとの質疑に、一括して防災・情報対策課で対応し、最終的な条例、規則の改正についても、防災・情報対策課で行う予定としている。各担当課と調整が必要な場合は、その都度調整していく。整備の工程と具体的な内容は、今年度中に、新個人情報保護法と当村の個人情報保護条例との比較、精査を行い、どのように法律に沿った形にしていくのかの方針を決める。令和４年度中に全ての例規について精査を行い、どのように改正するか内容を検討し、令和５年度より新個人情報保護制度の運用を開始する予定であるとの答弁でした。

次に、加工施設整備開発研究委託料について、枝豆加工に伴う薄皮の機械皮むき試作機の開発費用とのことであるが、なぜこのような機械を必要とするのか。開発費用２社分とのことであるが、２社とした理由は。また、製品が完成をしたときは、開発費を出しているので、製作著作権はどのようになるのかとの質疑に、枝豆の薄皮をむく手段は、水圧や空気圧または物理的な圧力によってむき豆と薄皮を分離する方法と、科学的な薬品や酵素分解によって薄皮を溶かす方法などが考えられる。むき枝豆の風味や食味を良好な状態に保つためには、加工の際に極力水の使用を控える必要があり、また安全性を担保するためには薬品などの使用も控えなければならない。これらの要求を全て満たそうとする場合、高度な力学的調整機能が薄皮むき機に求められることから、基本的な技術を有する２つの製造メーカーに試作機の開発を依頼することで、出来栄えを比較し、最終的に１社に絞り込み、薄皮むき機の完成を目指す。

また、弁護士や弁理士に知的所有権の判断を仰いだところ、特許取得に関しては、機械で薄皮をむくという目的が公開されることになり、枝豆の他産地に情報を与えてしまうことにつながるため得策ではないと指摘されたことから、弥彦村では特許取得を行わず、他産地に先駆けて薄皮

むき機の開発とむき枝豆の販売を実践し、市場の獲得を図る計画としたとの答弁でした。

無農薬無化学肥料栽培米生産拡大設備購入費について、乗用除草機２台購入とのことであるが、どこがどのように運用し、管理はどこが行うのか。また、県・国等の補助金はあるのかとの質疑に、無農薬無化学肥料栽培米の生産に取り組む農家が、あらかじめ作業受託者に圃場の地籍と地番、面積を通知しておき、作業受託者が個々の水田の雑草の発生状況を適宜判断しながら、除草作業を実施する計画である。作業を委託する農家は、作業料金、10ａ程度を想定し、１回当たり2,200円を受託者に支払うという仕組みを考えている。管理体制については、水田除草機による除草作業は適期が限られることから、同じ時期に多くの米生産農家から使用の希望が上がってくることが想定されるため、専任のオペレーターによる作業受託体制の構築を考えている。また、県・国等の補助金については、みどりの食料システム戦略関連補助金、上限1,000万円、補助率２分の１以内に申請をするとの答弁でありました。

ライトアップ業務委託料について、もみじ谷の紅葉はＳＮＳ等で有名になり、昼、夜と多くのお客様が訪れている。反面、いろいろな方から意見を伺うが、今回整備をする内容を知りたいとの質疑に、ライトアップのリニューアルを受け、観光客の動きや反応を示すポイントを観察したところ、逆さ紅葉池と銘打ったあずまや周辺の池に多くの観光客が集まり注目を集めたが、依然として観月橋は人気スポットであり、より重点的なライト演出が必要であると感じた。観月橋にも小型ライトを34基設置し、観月橋の欄干の朱塗り部分だけが暗闇の中に映し出され、紅葉と観月橋の赤がより映えるような演出を予定しているとの答弁でした。

続いて、学習指導支援講師報酬について、中学校に配属を予定していた学習指導支援講師に適任者がいなかったため、１名分の予算減額とのことだった。適任者がいないのは理解できたが、それで十分なのか。また、補う方策は講じないのかとの質疑に、学習指導支援講師については、近年、教員採用試験の倍率が低くなったこともあり、学生の確保が特に難しい状況となっている。各方面に粘り強く当たったが、残念ながら雇用するまでには至らなかった。これまでも、英語に関しては土曜学習を充実させたり、小・中の英語指導教諭と指導者による連携会議を開催して、英語教育の質の向上に取り組んできた。今後も、引き続き学習指導支援講師の配置に努めるとともに、英語指導における小中一貫教育も推進していくとの答弁でした。

次に、規約の変更１案件についての審査では、質疑はございませんでした。

以上が付託案件の主な審査内容でした。

討論、採決は、12月13日、本会議散会後に執り行い、村長提案のとおり可決することに決定しました。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に議長に対して継続調査の申入れをすることとしました。

本委員会の閉会時間は12時54分でした。

報告は以上であります。

令和３年12月17日、総務文教常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま委員長から審査結果について報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

ただいま議題となっております５案件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

お諮りいたします。これより５案件を、条例、一般会計補正予算、特別会計補正予算、その他に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

最初に、議案第70号の条例制定について、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第70号に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第70号は可決することに決定いたしました。

次に、議案第71号の一般会計補正予算（第７号）について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第71号に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第71号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第３、議案第72号及び日程第４、議案第73号の特別会計補正予算２案件について、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第72号及び議案第73号に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第72号及び議案第73号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第５、議案第77号について、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議案第77号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　全員起立と認めます。

したがって、議案第77号は可決することに決定いたしました。

◎厚生産業常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第６、陳情第５号　コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出について並びに日程第７、陳情第６号　生産者米価の下落に対する陳情書の２案件についてを議題といたします。

本案件については、厚生産業常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

それでは、柏木厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（柏木文男議員）　令和３年第11回12月定例会厚生産業常任委員会審査報告を行います。

本委員会は、12月定例会において付託された議案を審査するため、去る12月10日午前10時から議場において開催いたしました。

出席委員は５名であります。

説明のため出席した者、総務部長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会において付託された陳情２案件を一括して審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

村内米生産組織からも陳情書が提出された。村内の農業従事者の状況はとの質疑に、弥彦村内の平均的な個人農家の収益を仮渡金で試算すると、コシヒカリとこしいぶきを主食用米で各１ha作付し、収量が昨年と同じだった場合、令和２年の粗収益は246万8,000円であったのに対し、令和３年は212万3,000円で、34万5,000円の減額になっている。今年度産の米の下落に対し、国や地方公共団体、生産団体などで様々な対策が講じられているが、一時的な対応との印象は否めない。ついては、米の過剰在庫を市場から隔離し、また生活困窮者世帯等に配布することによって、市場を引き締め、米価を維持するための抜本的な対策が求められているとの答弁でした。

以上が陳情２案件の審査内容でした。

討論、採決については、12月13日、本会議散会後において、２案件とも採択することに決定し、最終日に意見書を発案することといたしました。

なお、最後に、会期外の所管事項調査については、最終日の本会議に議長に対して継続調査の申入れをすることにいたしました。

本委員会の閉会時刻は午前10時８分でした。

報告は以上であります。

令和３年12月17日、厚生産業常任委員長、柏木文男。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま委員長から審査結果の報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております２案件に対する委員長報告は、いずれも可決であります。

これより陳情２案件を順に採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

最初に、日程第６、陳情第５号　コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書の提出について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これから採決いたします。

陳情第５号について、採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、採択した陳情については意見書を発委することとし、関係機関に提出いたします。

次に、日程第７、陳情第６号　生産者米価の下落に対する陳情書について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これから採決いたします。

陳情第６号の意見書の提出について、採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、採択した陳情については意見書を発委することとし、関係機関に提出することといたします。

◎競輪特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第８、議案第74号　令和３年度弥彦村競輪事業特別会計補正

予算（第３号）を議題といたします。

本案件につきましては、競輪特別委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

それでは、本多競輪特別委員長。

○競輪特別委員長（本多隆峰議員）　令和３年第11回12月定例会競輪特別委員会審査報告をいたします。

本委員会は、12月定例会において付託された議案を審査するため、去る12月13日午後１時26分から議場において開催いたしました。

出席委員は８名。欠席委員は、渡邊富之委員１名。

説明のため出席した者、村長、副村長、総務部長、総務課長、公営競技事務所長及び副所長２名でありました。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記でした。

本委員会に付託された議案は、令和３年度補正予算（第３号）の１案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

選手賞金が減額とあり、新型ウイルス感染症対策を厳格にしたことから、出走した選手が減ったためということだが、実際は何名の選手が欠場となったのか。また、選手のＰＣＲ検査等の費用であるが、１回当たりの金額とその費用はどこが負担しているのか併せて伺いたいとの質疑に、令和３年度の弥彦競輪において欠場した選手数は延べ188名である。ＰＣＲ検査費用は１回当たり8,000円程度。選手、開催執務員、合わせて１か月当たりの費用は約4,000万円となり、中央団体で費用負担をしている。最終的には、売上げの一部を負担金として納めている施行者が負担している形となるとの答弁でした。

188名の欠場理由は何かとの質疑に、大体が病気、負傷によるものであり、家事都合は少数であるとの答弁でした。

ほかに質疑、討論ともなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、担当所長から、令和３年度売上状況、ミッドナイト競輪の売上状況、令和３年度売上げ、令和３年度収益見込み、一般会計繰出金及び基金積立状況、弥彦競輪場バンク大規模改修工事についての説明があり、その後質疑に入りました。

前回までの説明では、バンク改修費は４億5,000万円とのことであったが、湧き水等の関係で改修費用が増えることになると考えてよいかとの質問に、以前の説明では５億円未満で改修できそうだとの説明をしたが、実際に設計に入る際、湧き水が問題となった。湧き水の根本的な解決策として、透水性のよい素材での舗装が効果的であるとの説明を受け、他の競輪場でも実際に使用され効果も出ている。今後、数十年改修予定はないと思うので、今回の改修工事では、経費は上がるが、抜本的な改修をしたいと考えているとの答弁でした。

減少している本場のお客様に対して、集客の手だてを考えているかとの質問に、競輪場への集

客については、今は新型ウイルス感染症の影響により積極的な集客イベント等ができずにいる。６年ぶりの寛仁親王牌も大々的な宣伝、イベント等もできず、入場制限をしての開催となった。今後、感染症が落ち着いてくるようであれば、積極的な集客も考えていく。一番のファンサービスは、弥彦競輪場でビッグレースを開催することだと思うので、今後も誘致には力を入れたい。また、本場に来られるお客様は高齢化が進み減少するばかりで、電話、インターネット投票が好調ということは、逆に若い人は本場に来ないということである。選手のためバンク改修を行い、ＧⅠ、ＧⅡも誘致できたらと思っている。今後の弥彦競輪場においては、バンク改修を一つの区切りとし、本場開催では、集客よりも経費削減に努めたほうがよいと思っているとの答弁でした。

バンク改修について、湧き水を止める方法をもう一度考えてみてはどうかとの質問に、弥彦山からの伏流水であるが、今までの経験から大きな問題と思っており、物理的に大がかりな工事も難しいため、現状での最善策として、伏流水があることを前提とした工法を考えているとの答弁でした。

神社側鹿苑からの入場口の件はどうなっているかとの質問に、近いうちに、神社側入場口周辺の見直しを検討していきたいとの答弁でした。

以上が報告事項の審査内容でした。

本委員会の閉会時刻は午後２時13分でした。

報告は以上であります。

令和３年12月17日、競輪特別委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　今ほど委員長から審査結果について報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。これより採決いたしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

補正予算１案件について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算１案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　全員起立と認めます。

したがって、議案第74号は可決することに決定いたしました。

◎議案第７８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第９、議案第78号　令和３年度一般会計補正予算（第８号）についての追加１議案を議題といたします。

それでは、提案者から説明をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦）　令和３年第11回弥彦村議会12月定例会に追加提案をいたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第78号　令和３年度弥彦村一般会計補正予算（第８号）につきましては、既定の歳入歳出の総額48億4,339万6,000円に、歳入歳出それぞれ１億1,706万6,000円を追加し、総額を49億6,046万2,000円とするものであります。

歳入といたしましては、14款国庫支出金１億1,606万6,000円、15款県支出金100万円であります。

歳出の主なものといたしましては、３款民生費１億1,863万4,000円であります。

子育て世帯等臨時特別支援事業費、灯油等購入費助成事業費を急遽追加提案させていただくものであります。

第２条の債務負担行為につきましては、農業振興事業加工施設整備試作機製造業務について、委託契約を締結するため、債務負担行為を設定するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫議員）　ただいま村長から提案説明が行われましたが、より円滑な審議を進めるために、担当課長から補足説明をお願いいたします。

最初に、住民課長さん。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫議員）　続きまして、福祉課長さん、お願いします。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫議員）　以上で補足説明を終わります。

お諮りいたします。ただいま追加の１議案については、委員会付託を省略し、本日採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　古川議員、ちょっと待ってください。

異議なしと認めます。

したがって、本案件は委員会付託を省略し、本日採決することに決定いたしました。

それでは、議案第78号について、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

古川議員。

○２番（古川七郎議員）　この件で、新潟日報で12月11日、給付方法の意向ということで、クーポン券を配る、十日町、弥彦村。現金で配る、これは関川村。それで、現金で配りたいというところが云々あって、あと検討中は６市町村、これはいいんですけれども、私、先般、恐らく部長さんからそれをもらったときは、９日の書類だったと思います。確かにそのときは、この方向で国から指示が来ていると私は思っています。

だがしかし、それから、その以前から国会が開かれて、いろんな状況を見ると、これは私は直感で変わるなと思ったんですよ。必ず変わるなと思ったの。そのときに、私は質問を部長さん、あなたに質問したときには、いや、間違いない、国が間違っている。おまえの言っていることは間違いだと、はっきり言われたんです。それが、今まで一体、何でこれは一括支給になったのか説明してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（安達丈夫議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　そのときの、国から12月３日に出ている資料においては、現金による給付を許容するケースということが出ております。その中では、令和４年春の卒業、入学、新学期に向けて支援するという本事業の趣旨を踏まえ、令和４年６月末までにクーポンの給付を開始することができない見込みである場合に限り、現金給付を可とするという条件がついております。弥彦村の職員の体制と能力を鑑みると、令和４年６月末までにクーポンの給付を開始できないということはないので、そのときにおいては、クーポンでやるということが方針でございました。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員。

○２番（古川七郎議員）　それは、あなたの言っていることは、国の指示に従って私は間違いないと思います。間違いないけれども、世の中は世論も相当変わってきたんですよ、国会を開いて、これはおかしいと。なぜおかしいというと、１兆円を配るのに九百何十億円、約10％弱経費がかかる。これはおかしいと野党からも言われた。また、国民もそう思って、やっと気づいた。なぜかというと、ちょっとこれは外れるけれども、物を売るときに１兆円で、１割の宣伝費がかかるところは日本中どこにもありません。そういう意味なんですよ、我々一般人から考えると。だから、国民がおかしいと言い出したんですよ。だから、これは変わったんですよ。

だから、私はそのとき恐らく変わるなと思って、あなたに質問をさせてもらったら、あなたは言っていることは間違いない、100％、俺がいつも言っているように、あなたたちでやっていることは100％間違いないんですよ。でも、世の中が変わってくるということがあるんですよ。ま

た将来が変わる。これを見越すのは、あなた、部長さんだと思う、私は。部長さんであり、課長さんです。それは責任があると思う、全てのことは。国から言われても、はいはいと何も、県から言われても、はいはいと、全てはそれでいいという問題じゃないと私は思っているんですよ。

確かに、あなたたちは言われたことをやるのが100％だ。これは間違いないんですよ。いつも私が言うように間違いない。でも、これは、このように変わったでしょう、現実問題として。そのときにある市町村も、もう変わることを想定して走ったというところもありますよ、それは。それが、やっぱり部長であり、課長の仕事だと私は思うんですよ。だけれども、そう言われて、おまえはおかしいと、これは全部、今まで私、覆されてきたんですよ。

そういうことでなくて、あのときも、ああ、そうだな、こういうこともあるんだ、こうなるかもしれないというような答弁をしていただければ私も全く納得するんですけれども、いきなりも一言も話もできない。おまえは間違いだと言われたら、私はもう、やっぱりこれからは何も言えなくなっちゃう。それはまずいと思うので、これは直してもらいたい。

以上でございます。いかがですか。

○議長（安達丈夫議員）　村長。

○村長（小林豊彦）　古川議員のご質問にお答えします。

古川議員の言い分ももっともなんですけれども、ただ、今の質問は、私に対してならば、どう考えるかというのは私は答えられます。特別職です。地方公務員の普通の公務員は、それはできないと思いますよ。勝手な裁量で、国が言っていることに対して、自分も内心そう思っていても、言ってはいけないことなんです。言えるのは私だけです。私と副村長は特別職。これは、ある程度政治的判断もできますし、それはやってもいいと思いますけれども、担当課長あるいは担当部長が自分の判断で、この政策について、おかしいとか、多分変わりますよとか、仮に思ったとしても言ってはいけないという判断をしたのは間違いないと思います。

ただ、言い方が、今、古川議員が言ったように、あんたは間違っているという言い方をするのは、これは失礼であるとは思いますけれども、国の現行の政策について、たとえそれが動いているものであっても、間違いなくそれは変わるんだと思ったとしても、それは担当課長と部長が言うべき判断ではないと思います。もし言うならば、それは個人的には、そう思うかもしれません。でも、現状では、そういう、いろいろな変更は届いていないので、従来どおりの方向で進めざるを得ないと、そういうことになると思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　古川議員、３回目です。

○２番（古川七郎議員）　私は言っているように、全く間違っているとは一言も言っていないんですよ。100％正しいんですよ。でも、こうだろう、こうだよと冗談でもいいですよ。こうなって、こうなる、こうなるかもしれないという、このぐらいの話をするのは、やっぱり俺は必要だと思いますよ。全て決まったことです。全部おまえは駄目だ、こう言われたら、我々は先も読めませんよ、村長。そこで冗談でもいいですよ。話合いが終わってもいいから、こうだ、こうだという話をするのが本当のあれだと思うよ。そういうことを私は望んでいるんですよ。いつも私は役場

で間違っているなんて、今まで一言も言ったことはございません。全部正しいと言っているんですよ。確かに正しい。村長の言うとおりなんです。

だがしかし、これからは、そういうこともあり得るし、そういう冗談話もそうだろうし、その代わり、それを言ったから、おまえはそう言ったなんて言ったら、これはおしまいですよ。これは、こっちはそういうことを言っちゃ駄目なんですよ、また。そういう、やっぱり人間的なあれがなかったら、私はどうも納得していないんです、そういうところに対しては。法律上全く、俺は何回も言うけれども、間違っているなんて一言も言ったことはないですからね、正しいと言っているんですから。その辺も少し私は、ちょっとやっぱり席を離れてもいいから、お話しするのが人間じゃないですか。私はそう思いますので、これで終わります。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　ほかに質疑はありませんか。

那須議員。

○３番（那須裕美子議員）　新型ウイルスの影響によって、子育て世帯等臨時特別支援事業についてちょっと質問させていただきたいんですけれども、先ほど児童手当の受給者にプッシュ型で支給されるので、今年中に支給が可能になるということだったんですけれども、世帯主が公務員である場合、申請が必要だと前回の説明でありましたが、先ほど住民課長の説明にあったように、高校生の世帯、162世帯に、最短で１月20日頃には支給ができるんじゃないかということだったんですけれども、この公務員の世帯の方に対しても、申請をして大体１月同じぐらいに支給とか、されると考えてもよろしかったでしょうか。

○議長（安達丈夫議員）　住民課長。

○住民課長（小出将浩）　那須議員の質問にお答えします。

高校生世帯と公務員世帯におきましては、児童手当を使用しない支給になりますので、村のほうで口座情報を持っておりません。それで、該当する世帯の皆さんに申請書をお送りする形で、そちらのほうに口座情報を記入していただいて送り返していただきます。その審査を行いまして、最短で１月20日から支給を行う予定です。

○議長（安達丈夫議員）　よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　４番。

今ほどの説明で、子育ての世帯に対する支援事業、加えて生活保護世帯、非課税世帯等に対する灯油等の助成事業のご説明がありました。その前に、委員長報告でもございましたが、村内の農業従事者より、意見書、陳情が出されておりました。今年は様々な業種の方で、非常にご苦労された方がたくさんいらっしゃるとは思いますけれども、この生産者米価の下落によって、農業従事者の方も大変苦労されたと、今年はというふうにお聞きしました。

県内でも、そういった農業従事者に対する支援事業をぽつぽつと耳にして、マスコミ等でも報

道されておるところですが、弥彦村として、今後そのような事業を計画していくかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（安達丈夫議員）　答弁、村長。

○村長（小林豊彦）　確かに議員おっしゃるとおり、今年は新型ウイルス関係で、観光、それから商工関係及び農業は、生産量の落ち込み、それから米価の下落で大変厳しい状況に陥ったところは、よく私も承知しております。

商工業者の皆さんに対しては、今年前半に、できることは全てやったというふうに思っております。これ以上は、財政的な中でも、村でできるところはやりましたし、それから県・国が思い切った支援策をやってくれましたので、それと併せてやって、ほぼできたかなというふうに思っています。

ただ、農業関係につきましては、これは難しいので、農業というのは自然ですから、いつ、毎年、今年のような不作が来る訳でもない。生産量が毎年落ち込む訳でもない。ただし、分かっているのは、はっきりしているのは、米価については、これは上がることはありませんよ。なぜならば、総需要が毎年減っている、人口減少だけで。これはもう致し方ない。その中でどうするかというときに、個別の対症療法的なことをやっても、あまり大きな効果はないんですよね。

今日、新潟日報さんが書いておられましたけれども、米の経営面積当たり、それを自分で売るのか、ＪＡさんを通して売ったら所得がどれだけになるか、非常に面白い、面白いと言ったら大変失礼ですけれども、非常に勉強になる記事でした。

あの中ではっきりしているのは、要するに農業というのは１億円プレーヤーと言われますけれども、何が１億円プレーヤーと、110万円ぐらいで格差が出てくるかといいますと、これははっきりしているんですよ。生産から販売を一貫してやらない限り無理なんですよ。それを、そういうほうの農家に、経営体に変えていかない限り、根本的な解決にはならないと思います。

ただ、村としては、取りあえず、そうは言ってはいられないので、少しでも付加価値が高まるように、要するに完全無農薬農業、米作りをまずやりましょうというところに入っておりますけれども、今の農業は、特に米作りの農業が置かれている立ち位置というのは、少なくとも生産から販売まで一貫したやつ、それから大圃場整備をやって機械化しないと、これはもう置いていかれるに決まっている。弥彦村は、それを両方ともできていません。本来はＪＡさんが指導してやっていただきたいんですけれども、なかなかＪＡさんも、今、大合併を来年に控えて大変ですので、そこまでもできない。そうすると、村である程度やらざるを得ないかなというふうに思っています。ただ、場当たり的といいますか、大変だからと、ほかの市町村でやっておられるところはありますけれども、補助金を出すとか、支援金を出すということは考えておりません。

○議長（安達丈夫議員）　丸山議員。

○４番（丸山　浩議員）　分かりました。それ以外の面で、下支えといいますか、長い目で見た援助をこれからもしていくということで理解いたしました。

ただ、現状としては、コロナ禍で外食産業等の販売先が、やはり消費量が減ってしまっている

という現状もあるかと思います。そういった部分で、将来的な農業の展望も含めてなんですけれども、今回、昨年、今年は新型コロナウイルスの影響ということで、非常事態的なものがあったかと思います。そういった面で、現状非常に大変だという説明も、声も聞きましたので、支援策があってもいいのかなというふうに思いましたが、また今後、非常にそういった面で厳しい部分が出てきたら、またご検討をしていただければと思います。

以上です。

○議長（安達丈夫議員）　答弁はいいですね。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第78号の一般会計補正予算（第８号）について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第78号は可決することに決定をいたしました。

ここでしばらく休憩といたします。再開は11時10分といたします。

（午前１１時００分）

○議長（安達丈夫議員）　２分ほど早いですが、再開いたします。

（午前１１時０７分）

◎発委第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第10、発委第３号　議会の委任による長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

本案件につきましては、提出者、議会運営委員長、本多隆峰議員から提案されております。

これより、提案者から趣旨説明をお願いいたします。

９番、本多隆峰議員。

○９番（本多隆峰議員）　提案の趣旨説明を行います。

令和３年第11回弥彦村議会12月定例会に当たり、提案いたしました議案の要旨を説明いたします。

発委第３号　議会の委任による長の専決処分事項の指定につきましては、昭和53年６月に議決された指定事項のうち、損害賠償額を現在の50万円から500万円に増額するものであります。

先般の臨時議会にもありましたが、指定事項は昭和53年６月以降一度も見直されておらず、今の時代に沿った賠償額まで長に委ねるものであります。

以上で説明を終わりますが、審議の上、可決いただけますようお願い申し上げます。

令和３年12月17日、議会運営委員会委員長、本多隆峰。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、発委第３号について、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております発委第３号について、議会運営委員長の提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、発委第３号は可決することに決定をいたしました。

◎発委第４号及び発委第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第11、発委第４号　コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書及び日程第12、発委第５号　生産者米価の下落に対する意見書を議題といたします。

本案件につきましては、提出者、厚生産業常任委員長、柏木文男議員から提案されておりますので、趣旨説明をお願いいたします。

６番、柏木文男議員。

○６番（柏木文男議員）　提案の趣旨説明を行います。

令和３年第11回弥彦村議会12月定例会に当たり、提案いたしました議案の要旨を説明いたします。

発委第４号　コロナ禍での米価下落対策と生活困窮者への食料支援策を講じ、食料自給率の向上を求める意見書及び発委第５号　生産者米価の下落に対する意見書につきましては、新型ウイルスの影響による外食産業の落ち込みで生産者米価が下落しており、米生産農家の農業経営が危

ぶまれていることから、持続可能な農業政策を要望するものであります。

これについては、去る12月10日、連合審査会において採決いたしましたので、関係機関に意見書を提出するものであります。

各意見書の内容については、皆様のお手元のところに配付のとおりであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

令和３年12月17日、厚生産業常任委員会委員長、柏木文男。

以上であります。

○議長（安達丈夫議員）　それでは、発委第４号並びに第５号について、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております発委第４号及び発委第５号について、厚生産業常任委員長の提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫議員）　起立全員と認めます。

したがって、発委第４号及び第５号は可決することに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第13、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（安達丈夫議員）　次に、日程第14、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから、日程第16、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査につい

てまでの３案件を一括して議題といたします。

このことにつきましては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長並びに各常任委員長からお手元に配付いたしました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなされております。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫議員）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって12月定例会を閉会いたしたいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦）　12月定例会に上程させていただきました案件、議案につきまして、議員の皆さんから慎重審議をいただき、更に最終的に全議案ともご承認いただきまして、ありがとうございました。間違いなく執行していくように、これから努めたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫議員）　ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（安達丈夫議員）　最後に、私、議長からご挨拶を申し上げます。

12月定例会、皆さんのご協力によりまして、滞りなく12月定例会を終了することができました。心から感謝を申し上げます。

本定例会は、条例１件、補正予算５件、人事２件、その他１件、陳情２件の計11案件が提案され、一般質問では、７名の方から村の重点施策に関わる質問や、今後の事業の発展に関係する質問等がありました。これからの村政発展につながることであります。

12月定例会で審議された案件は、全てが全会一致で可決され、12月定例会が無事終了いたしましたことに、議会関係者の皆さん、改めて感謝を申し上げます。

昨年３月から始まりました新型ウイルス感染対策、災害と言ってもよいほどの出来事であります。治療薬もなく、ひたすら３密を避けてまいりました。しかし、村当局により、いち早くワクチン接種をしていただき、おかげさまで感染者もごく僅かで推移しているとのことでございます。改めて、ワクチン接種に携わった方々に感謝を申し上げます。

全国の感染状況はようやく下火になりまして、安堵感はありますが、最近新しくオミクロン株が発生しておりまして、蔓延しないことを祈っております。

令和３年もあと僅かでございます。年明けの村の行事では、消防出初め式など多くの行事が予定されております。輝く４年を迎えるに当たり、議員各位並びに執行部の皆さんにおかれましては、より輝ける弥彦村となるようご尽力くださいますようお願いをいたします。

これから厳しい寒さが続きます。ウイルス感染対策はもちろんですが、雪道の交通事故防止など、十分ご注意をいただき、よい年をお迎えいただきたいと思います。

それでは、皆様のますますのご健勝をご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

このたびは大変お疲れさまでした。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫議員）　以上をもちまして、令和３年弥彦村議会12月定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

（午前１１時１９分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　安　　達　　丈　　夫

署 名 議 員　　渡　　邊　　富　　之

署 名 議 員　　古　　川　　七　　郎